

平成 29 年 8 月 7 日
株式会社西日本シティ銀行

個人番号の利用目的の変更（追加）について

株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的として、以下の下線部を変更（追加）いたします。今回の改定は、利用目的の具体化および預貯金口座付番^{*}の開始に備えた対応を目的とするものです。

なお、変更日は、本日（5.については預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日から）といたします。

利用目的

当行は、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

当行は、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報について、同法で認められる範囲を超えた取得、利用または提供は行いません。

1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務
2. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
3. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
4. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
5. 預貯金口座付番に関する事務
6. その他、法令等により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務

以上

^{*} 平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、国税通則法、地方税法その他関連法令に基づき、預貯金口座を個人番号と紐つけることです。